

苅田町消防団 大規模災害対応マニュアル

令和5年4月1日策定

苅田町消防団

目 次

第1編 【 震 災 編 】

- 第1章 初動対応フローチャート
- 第2章 参集までの具体的な行動手順
- 第3章 参集後の具体的な行動手順
- 第4章 安全管理と活動のポイント
- 第5章 震災対策関係資料
 - 資料1 用語の解説
 - 資料2 苅田町地域防災計画
(地震資料 PDF1～7)
(避難所情報 PDF1～2)
 - 資料3 クラッシュシンドロームの知識

第2編 【 水害・土砂災害 】

- 第1章 初動対応フローチャート
- 第2章 参集までの具体的な行動手順
- 第3章 参集後の具体的な行動手順
- 第4章 安全管理と活動のポイント
- 第5章 水害・土砂災害策関係資料
 - 資料1 用語の解説
 - 資料2 土砂災害の前兆現象
 - 資料3 水防倉庫・水防資機材一覧
 - 資料4 主な水防施設
 - 資料5 代表的な水防工法
 - 資料6 風雨の強さと表現

第3編 【 資 料 編 】

- 資料1 各分団参集場所一覧
- 資料2 避難場所に関する情報
- 資料3 避難勧告等の基本的考え方
- 資料4 参事ストレス対応

第1編【震災編】

第1編 初動対応フローチャート

地震発生《震度5弱以上》

地震直後の対応

- 自らの安全確保
- 家庭・同僚等の安全確保、手当、救出
- 家屋・社屋等の損壊・出火等の確認、対応

地震情報等の入手

テレビ、ラジオ、インターネットなど

震度5弱
自動的に
参集
(全団員)

- 食料・飲料水、その他必要物品等持参
- 活動ができる服装、手袋等着用

- 徒歩、自転車、バイクなどで参集
(自家用車は避ける)

参集途上の対応

- 途上の被災状況確認
道路や建物の被害状況
ケガ人等の発生状況
自然水利の状況など

- 必要に応じた活動
救出、救護、応急手当、通報
初期消火、避難誘導など

参集場所への参集

上席団員や消防署員等からの活動指示

指示等に基づく活動の開始

- 参集途上に確認した被害状況や自己の活動状況の報告
- 家族等の安否情報の報告
- デジタル無線機の通信試験の実施

↑
自らの判断による活動・事前取決めによる活動
↓

↑
組織判断に基づく活動
↓

第2章 参集までの具体的な行動手順(各団員共通)

1 地震がきたら

【身の周りでの対応】

- 自らの安全確保
- 家族、同僚等の安全確保(避難指示、避難誘導)及び応急手当、救出
- 自分の居る場所(自宅、職場など)及び近隣の被害状況把握、初期消火等の対応
- 余震や警報に基づく二次災害への注意喚起
- 近隣への出火防止等の呼びかけ(消火、ガスの元栓閉止、ブレーカー遮断など)
- 関係機関への通報

【情報収集】

- テレビ、ラジオ、インターネット等による地震情報・警報等の確認
- 携帯電話・スマートフォン等を活用した情報収集

ポイント！

地震発生直後には、自らと家族の安全を最優先として行動することが重要である。揺れがおさまったことを確認した後は、負傷者の有無を確認するとともに、出火防止(火の始末、ガスの元栓閉止、ブレーカーの遮断など)を図る。その後、参集に支障のない範囲で近隣住民に対し出火防止の呼びかけを行う。

2 参集するにあたり

【参集基準】

※苅田町内で震度5弱以上の地震が観測された場合は、消防団員は出動要請が発令されたものとみなし、各団員は自動的に参集を開始する。

【服装等】

- 活動服、保安帽、現場用長靴(又は編上靴)、作業用手袋など。冬期間などは特に防寒対策も考慮する。
(消防団被服を着用できない場合は、極力、安全性・活動性を考慮した服装とする。)
- 食料や飲料水の持参
- 情報収集・伝達のため、ラジオや携帯電話などの持参
- その他(タオル、懐中電灯、メモ帳・筆記用具など)
- ※ 参集に備え、日ごろから準備をしておく。

【参集手段】

- 徒歩、自転車、バイクなど

【参集場所】

- 団本部 ~ 消防署
- 各分団 ~ 消防署、分団格納庫、その他(避難所、公共施設等)

ポイント！

- 自家用車による参集は、道路状況により参集途上の車両放置や渋滞を助長する恐れもある。又、参集場所に駐車場が確保できないことも考えられ、結果、参集遅延や緊急車両の通行障害につながる可能性があるため、極力控えるものとする。
- 遠隔地に居るなどの理由で参集場所に参集できない場合は、極力、同僚団員等に連絡し、参集できない理由や安否状況を伝えることとする。
- 参集場所が被災した場合又は被災する恐れがある場合、別に拠点を選定し、後から参集してくる団員のために、その旨、張り紙等により示しておくこと。

3 参集途上での活動

【情報収集、被害状況把握】

- 交通の状況(道路交通障害、橋梁損壊、鉄道損壊 等)
- 施設の状況(建物損壊、火災、ガス漏れ、危険物の流出 等)
- 地域の状況(閉じ込め、逃げ遅れ、ケガ人の発生、崖崩れ、液状化 等)
- 避難場所、公共施設等の重要箇所の被害状況

【その他の活動】

- 通報・駆込み等による消防隊等の出動要請
- 必要に応じ、初期消火、避難指示・誘導、救出、応急手当

ポイント！

消防団員が参集途上において行なう情報収集や対応活動は極めて有効である。収集した情報は、その後の消防活動に大きく影響する可能性があることを団員一人ひとりが認識し、積極的に収集、報告等を行なうことが重要である。また、参集途上における消火・救出等の活動について、速やかに処置可能であり、且つその処置が被害の拡大防止等に直結すると判断できる場合は、付近住民等の協力を得るなどして対応すべきであるが、それ以外の場合は、速やかに組織活動に移行するために、参集することを優先する。参集途上で付近住民等から活動を求められた場合においても、対応は災害情報の収集に留め、組織的な活動のため速やかな参集が必要である旨を説明する。

（参考）東日本大震災における団員の参集状況

発災直後、全団員の3割が指定場所(詰所等)に参集し、3割が直接現場(避難誘導や水門閉鎖)に向かった。残り4割は参集していない(遠隔地に居たなどの理由)。

4 参集場所に到着

- 参集途上などで把握した状況の報告・取りまとめ
- 参集途上などで活動した内容の報告・取りまとめ
- 家族の安否や自宅等の被害状況の報告・取りまとめ
- 必要に応じた通報(関係機関への出動要請)
- 格納庫のシャッターを開放し消防車両は、エンジンを始動し格納庫から出し即座に移動できる状態にしておくこと。

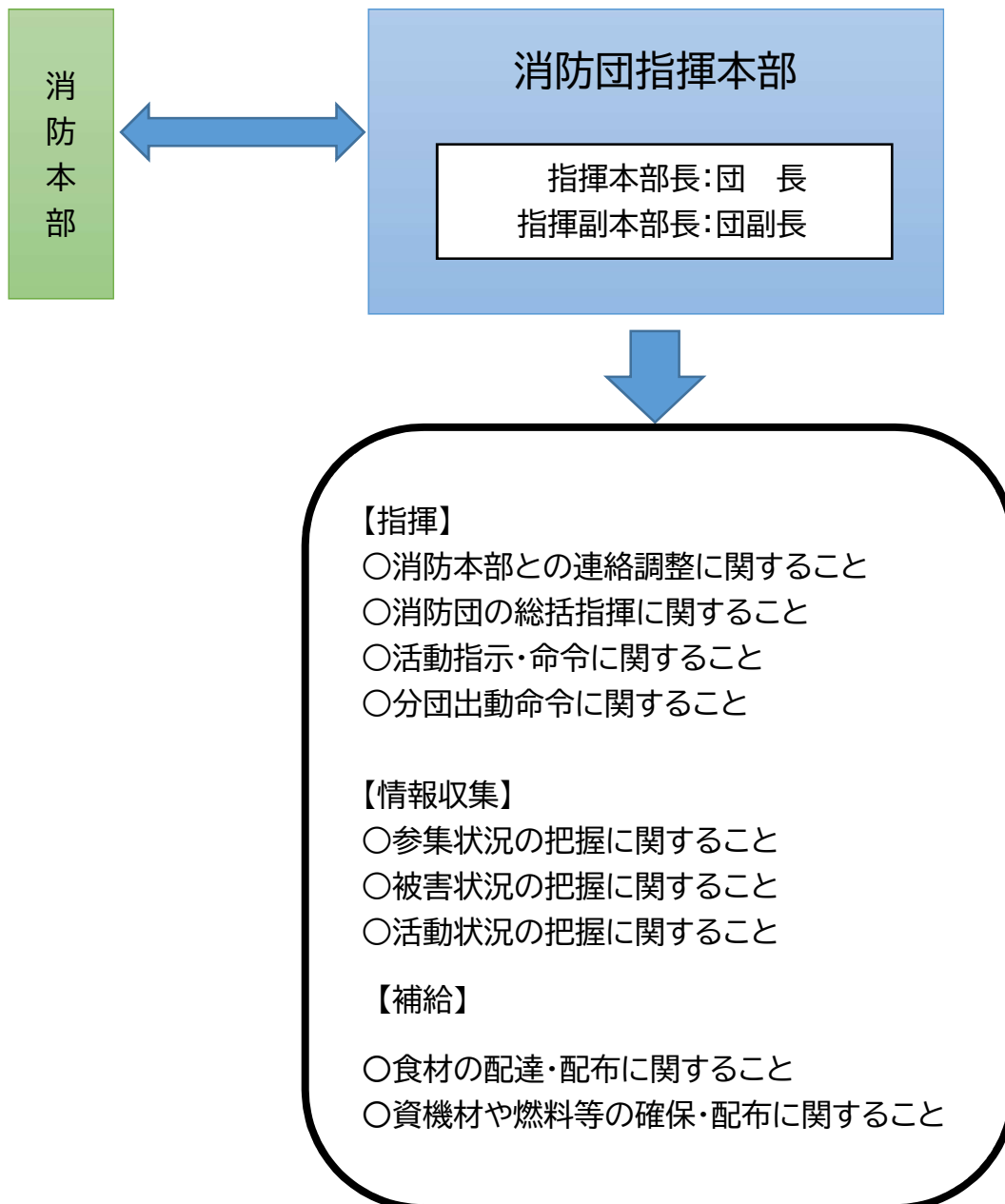
※参集時の被害状況等を取りまとめ、団本部・消防本部に報告

第3章 参集後の具体的な行動手順

1 消防団本部 編

【消防団指揮本部の設置】

- 消防本部の指示・協力により団指揮本部を設置する。
- 参集状況によっては、指揮本部長〔団長〕等上席者の裁量により改めて指揮本部編成を行なう。



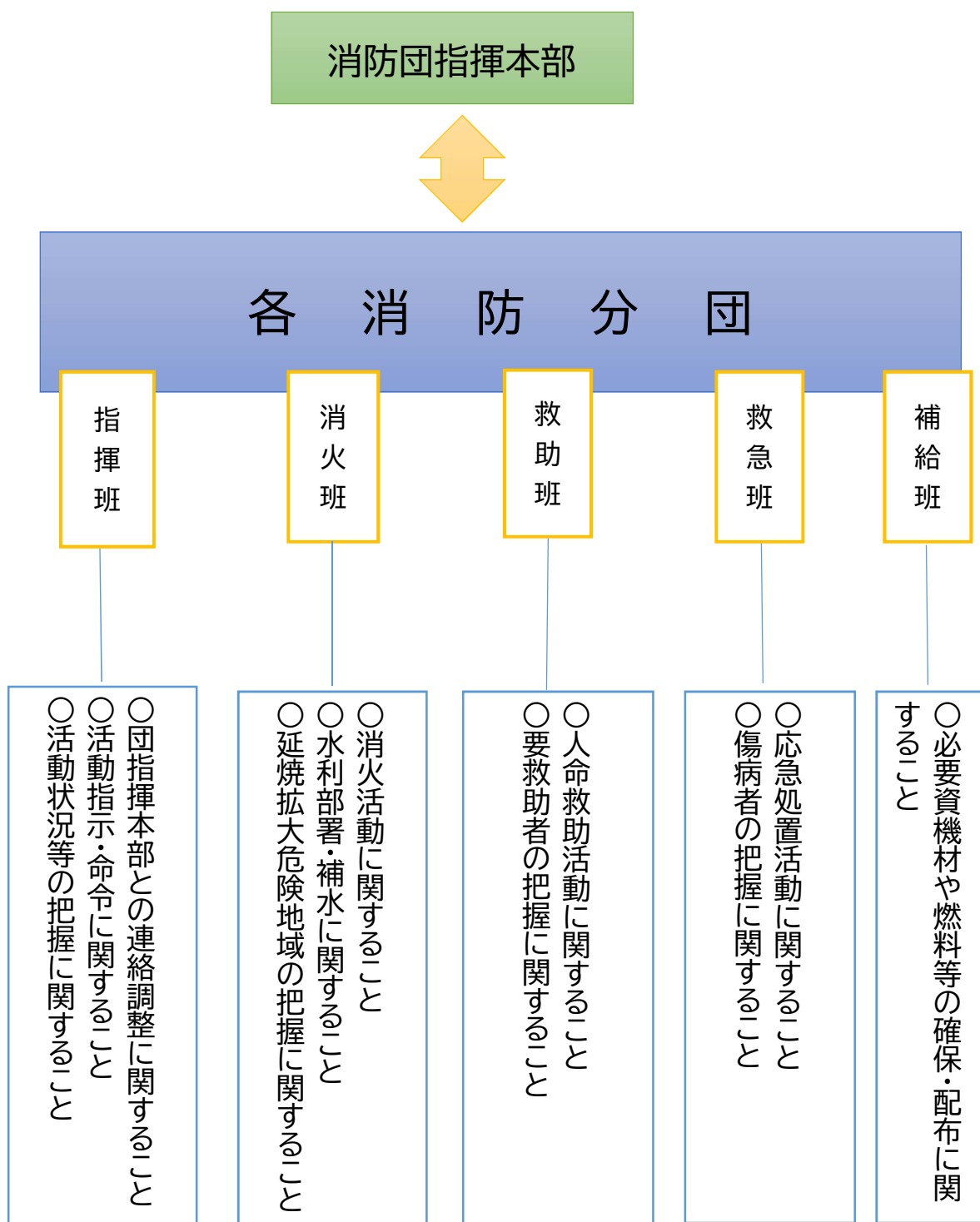
【指揮本部の活動】

時間経過	指揮隊(指揮・情報収集・補給)
地震発生 参集	<ul style="list-style-type: none"> ○団指揮本部要員の参集状況確認・記録 ○参集団員からの情報収集・記録 ○消防本部からの情報収集・記録(管内被害状況、災害受付状況、時系列・記録、消防本部が把握する団員活動状況 など) ○消防本部への情報提供(参集団員からの収集情報、団員参集状況、団員活動状況 など) ※災害の状況に応じ、各分団へ警戒パトロールの実施について指示 ○デジタル簡易無線機の開局及び通信試験の実施
2・3 時間 ～	<p>【指 揮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上記活動の継続 ○分団間の応援派遣の要否検討 ○他団への支援要請の要否検討(または他団エリアへの応援派遣の要否検討) <p>【情 報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各分団参集状況確認 ○各分団活動状況確認 ○各分団の把握する被害状況確認 ○団員やその家族の安否情報確認 ○団施設・装備等の被害状況確認 <p>【補 給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防本部と協力し、食料等の調達・配布 ○消防本部と協力し、必要資機材や燃料等の確保・配布
24 時間 ～	<p>【指 揮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上記活動の継続 ○活動の長期化に備えた団員の活動ローテーション体制の確立 ○住民広報やパトロールの実施指示(通電開始、ガス開栓時) ○活動内容の把握と検討・調整 <p>【補 給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要な資機材や食料等の要望把握

2 消防分団 編

【分団内の班編成】

- ・ 参集状況(人数)に応じた班編成
- ・ 発生している災害の規模や種類に応じた班編成
- ・ 消防本部や団指揮本部からの活動指示・要請に対応できる班編成などを考慮しながら、分団長等上司者の裁量により柔軟に対応する。



【各班単位での活動】

時間経過	指揮班	消火・救助・救急・補給班
地震発生 参集	<ul style="list-style-type: none"> ○分団員の参集状況確認・記録 ○参集団員からの情報収集・記録 ○収集情報に基づく活動指示、通報、応援要請など ○消防団指揮本部や消防隊等との調整に基づく分団員への活動指示 ○団指揮本部への情報提供・報告（参集団員からの収集情報、団員参集状況、団員活動状況 など） ○デジタル簡易無線機の開局及び通信試験の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害現場における活動 ○救護所、応急救護所の設置・運営支援（救急班） ○消防本部、団詰所等への被災者（帰宅困難者）、ケガ人の受け入れ及び支援（救急班） ○管内パトロールによる被害状況把握
2・3時間～	<ul style="list-style-type: none"> ○上記活動の継続 ○分団員及びその家族等の被災状況等把握 ○未参集分団員の安否確認 ○団施設等の被害状況確認 ○活動団員の疲労度等把握・休憩指示・班任務の再編成の考慮 ○被害状況（災害発生状況）の変化に対応できる班編成への組換えについて考慮 ○必要資機材・燃料等の把握・調達 ○食料や飲料水等の調達・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○上記活動の継続
24時間～	<ul style="list-style-type: none"> ○上記活動の継続 ○活動長期化に備えた団員の活動ローテーション体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○上記活動の継続 ○管内の防火・防犯パトロールの実施

第4章 安全管理と活動のポイント

1 避難誘導

- 風向き、火災状況、道路状況等を考慮し、安全な避難経路を見極める。
- 住民に対し、避難方法、避難経路及び避難場所を説明し、安心感を与える。
- 切れた電線、道路の陥没、上方からの落下物などに留意する。
- 歩行不可能な者が居れば、住民等に協力を求め担架等により搬送する。
- 発令される警報や、余震などに注意する。
- 安全な箇所まで要する時間を把握しておく。



2 搜索・救助



- 周囲の人から災害弱者の有無や不明者など、必要情報を収集する。
- 作業しやすい場所から除去・破壊を行なう。
- 除去・破壊により建物が倒壊する恐れがあるので注意する。
- 要救助者の状況によっては付近住民の協力を仰ぐとともに、必要資機材(ノコギリやスコップ、梯子、ジャッキなど)の調達についても協力を求める。
- やむを得ず建物内部に進入する際は、余震等による倒壊危険に備え、空間を角材で補強したり、ロープによる固定を行なう。
- 周囲の状況(火災の発生や危険物・ガスの漏洩など)や発令される警報に留意するとともに、余震を警戒しながら活動を行う。

3 火災防ぎよ

- 火災の延焼方向に留意し、人命救助を行う。
- 消火栓などは使用できないことが考えられることから、防火水槽や自然水利の利用を考慮する。
- ポンプや必要資機材を搬送する際、必要に応じて付近住民に協力を求める。
- 消火活動を行う際には、延焼方向や建物の倒壊に留意するとともに、人命危険や延焼拡大危険の高い地域、また、医療施設や社会福祉施設、避難場所などの消火活動を優先する。
- 火災防ぎよ中や鎮火後においても、地震の揺れと火災の影響により倒壊危険が高いことから、建物内への内部進入は極力行なわないものとする。

4 応急救護

- 負傷者に対し、必要な応急手当を施すとともに、応急救護所や付近病院への搬送、また、救急隊の要請を行なう。
- 負傷者は、逃げ遅れなどの重要な情報を有している場合があるので、可能な限り聴取し、指揮班などに報告する。
- 血液や嘔吐物からの感染の恐れがあるため、自分の目や口を保護するとともに、手に傷口等ある場合は直接触れないようにする。
- 負傷者の応急手当や搬送、必要資機材の搬送など、人手が必要な場合は付近住民に協力を求める。

5 現場指揮

- 現場をよく確認し、災害の推移を見極めて活動団員の安全確保に努める。
- 長時間作業による疲労に配慮し、休憩や任務分担の変更など安全管理の徹底を図る。
- 団員の士気やチームワークに配慮する。
- 警報や余震などに留意し、危険要素がある場合は活動団員を避難・撤退させる。
- 危険性のある現場では、必要により「安全管理員」を配置する。
- 団員相互に安全管理を図るよう徹底させる。
- 多くの被災者が混乱状態で現場付近にいたことが予想されるので、言動には留意させる。
- 消防団員のみでの活動には固執せず、付近住民に協力を求めながら活動するよう周知する。また、必要資機材の調達についても同様とする。
- 特に緊急時においては、速やかに報告することを徹底させる。

(参考) 東日本大震災の際に消防団員が行なった活動

※消火や救助・救護の他

- 所有重機による避難路・進入路の確保(瓦礫撤去)
- 行方不明者捜索・搬送 ○ 防犯のためのパトロール ○ 避難所運営の支援
- 炊き出し ○ 支援物資の搬送、配布 ○ 給水活動
- 高齢者宅への戸別訪問による安否確認
- 道路損壊箇所など危険箇所へのセーフティコーンの設置
- 応援部隊の道案内
- 避難所・救護所における高齢者等のケア(女性消防団員) など

第5章 震災対策関係資料

資料-1 用語の解説

用語	
緊急地震速報	地震波には、比較的早く到達するP波(初期微動)と、遅れて到達し主要な破壊現象を引き起こすS波(主要動)がある。震源近傍の観測点のP波の観測データを処理することにより、震源からある程度離れた地域においてS波が到達する前に、大地震の発生、震源の速報、主要動の到達時刻、その予測される震度などについて被害の軽減・防止を目的として可能な限り即時的に発表する情報。
断層	地下の地層もしくは岩盤に力が加わって割れ、割れた面に沿ってずれ動いて食い違いが生じた状態
活断層	断層の中でも、地震がおこりうる活動中の断層のことです。苅田町周辺では、7つもの活断層があり、最も近接する断層は、小倉東断層です。このほか苅田町に関係すると考えられる活動層に周防灘断層群がある

資料-3 クラッシュシンドロームの知識

クラッシュシンドロームとは

身体の一部、特に四肢などの筋肉量が多い部位ががれきなど重いものに長時間圧迫を受けると、筋肉が損傷を受け、細胞が障害・壊死を起こす。その際、壊死した筋細胞からカリウム、ミオグロビン、乳酸などが漏出するが、血流が止まっていることから、これらの物質は局所に留まっている。その後圧迫された状態から筋肉が解放されると、これらの物質が血流に乗って全身に広がることによって発症する症状。

発症すると意識の混濁、チアノーゼ、失禁などの症状が見られる他、高カリウム血症により心室細動、心停止が引き起こされたり、ミオグロビンにより急性腎不全を起こしたりすることもある。震災後に発生する外傷および死因の上位を占めるのみならず、防ぎうる外傷死(プリベンタブル・トラウマ・デス)の原因のトップとなることが知られている。

圧迫からの解放直後は、意識があるために軽傷とみなされ、その後重篤となり死に至ることも少なくない。近年では、阪神淡路大震災で多くの症例が報告されている。

クラッシュシンドロームが疑われる状況・症状(一例)

- 2時間以上にわたり腰、腕、腿などが、がれきの下敷き状態であった。
(2時間に満たない時間でも発症のリスクはある。また、上肢よりも下肢の方がより筋肉量が多いことから発生しやすい。)
- 軽度の筋肉痛や手足のしびれ、脱力感などの症状がある

《クラッシュシンドロームが疑われる場合の現場対応》

原則として、クラッシュシンドロームの発生が疑われる場合は圧迫部の解除を行わず、救急隊の増強を行う。到着まで可能な範囲で以下の活動を試みる。

- ◆ 何時間位挟まれているかを確認する。
- ◆ 体温が低下しないように毛布等で保温する。
- ◆ 圧迫部よりも心臓側をタオル等で縛る。
ただし、動脈を止めるほどきつく縛らないこと。
- ◆ 意識が清明であれば水を滴たすようにゆっくりと飲ませる。

5. 苜田町周辺の地震特性

(1) 苜田町域に関する活断層の情報

苜田町周辺の活断層分布図を図I.3.8に示す。

本町に最も近接する断層は小倉東断層である。県防災危機管理局では平成23年度に県内7つの活断層を対象とした地震防災アセスメント調査を実施しており、このうち町域に特に関係するものは表I.3.7に示す「小倉東断層」である。

なお、この地震防災アセスメント調査では現在福岡県内で存在が確認されている7つの活断層に起因する地震のほか、未確認の活断層により各地域の直下(深さ10km)でM6.9の地震が発生した場合(以下、基盤地震動一定と呼ぶ)も想定したシミュレーションも行われている。



図I.3.8 苜田町周辺の活断層分布図 (出典：活断層研究会(1991)：新編日本の活断層)

表 I.3.7 小倉東断層および福智山断層の諸元

震源断層名	小倉東断層	福智山断層(参考)
断層長さ	約 17km	約 20km
断層延長の方向	北北東-南南西方向	北北西-南南東方向
断層の型	右横ずれ主体、西側隆起	逆断層
活動の規模	M=6.9	M=7.0
平均的な活動間隔	約 8,500 年	約 25,000 年
最新の活動時期	約 2,200 年前	約 11,000 年前から数千年遡る期間
今後 30 年以内に地震が発生する確率 (H24.3 報告時点)	0.005%	0.6%

(出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書(福岡県, H24.3))

このほか町域に関係すると考えられる活断層の情報として、平成 20 年 11 月 17 日に文部科学省地震調査研究推進本部から「周防灘断層群」の長期評価結果が公表されている。

表 I.3.8 および図 I.3.9 にその特性と位置を示す。これらの断層は、「周防灘断層群主部で今後 30 年間の地震発生確率については我が国では高い方に属する」という定性的な評価がなされている。

表 I.3.8 周防灘断層群の特性

起震断層帯名		周防灘断層群主部		秋穂沖断層帯		宇部南方沖断層帯	
項目		特性	信頼度	特性	信頼度	特性	信頼度
長さ		約44km	○	約23km	○	約22km	○
地震の規模 (M)		7.6程度	△	7.1程度	△	7.1程度	△
最大震度		5強		5弱		5弱	
1回の ずれの量	上下成分	1-2m程度	△	不明		不明	
	横ずれ成分	3-4m程度	△	2m程度	△	2m程度	△
最大津波高さ		4m (苅田町)		2.6m (秋穂漁港)		3.0m未満 (宇部市)	
最新活動時期		約11000年前以後、 約10000年前以前		不明		不明	
平均活動間隔		概ね5800-7500年		不明		不明	
地震発生確率 (30年) (2008年1月1日時点)		2-4%		不明		不明	
地震後経過率		1.3-1.9		不明		不明	

(出典：文部科学省地震調査研究推進本部ホームページ公表 (H31.1.1) 資料に福岡県津波浸水想定 (H28.2)、津波浸水想定 (瀬戸内海沿岸) について (H25.12)、山口県津波浸水想定図 (H27.7) を加筆)

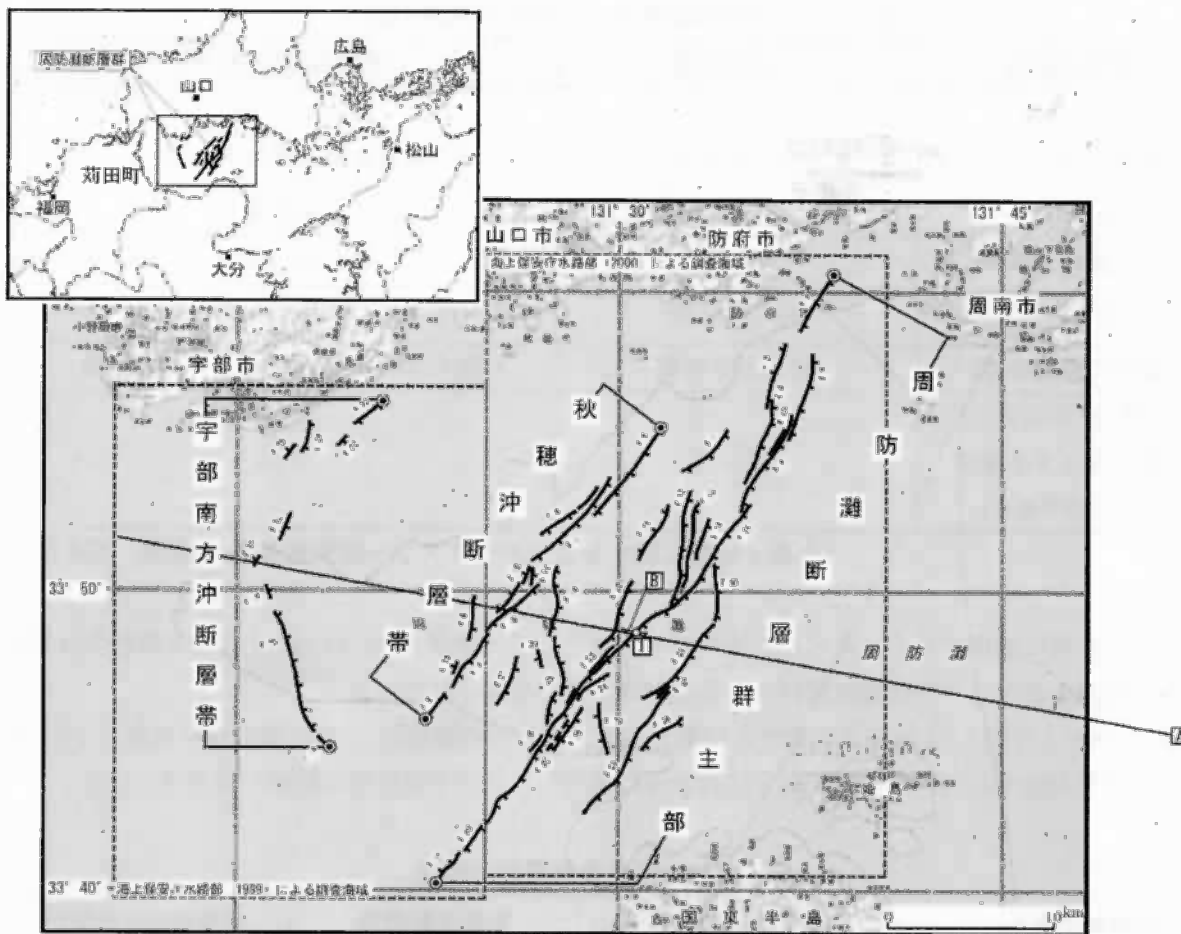


図 I.3.9 苜田町周辺の活断層分布図（出典：活断層研究会(1991)：新編日本の活断層）

(2) 南海トラフの巨大地震（海洋型プレート地震）による影響

平成 24 年 8 月末に国の中央防災会議ワーキンググループは、南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）および被害想定（第一次報告）をとりまとめて公表した。これらによると、本町では 5 つの検討ケースのうち、最大となる想定震度が「震度 5 強」また地震に伴い到達が予想される津波については、最大津波高（平均朔望満潮位で地殻変動を考慮したケース）が高さ 3.4m という結果が得られている。これらの津波に伴う市町村別の浸水想定面積については、本町域では浸水深 1m 未満の浸水範囲が 10ha 程度と想定されている。これらの想定震度または想定津波高、浸水想定区域は、本町が太平洋岸から離れており、大きな影響は受けにくい地勢にある事を示している。

このため、本町では地震エネルギーとしては南海トラフの巨大地震による地震が大きいものの、町に近接する陸域直下型地震の方が相対的にその影響度が大きくなる結果となる。

(3) 苜田町域での地震動の予測

福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書(H24.3)」から、本町にて最も影響を与える地震断層は、小倉東断層の中央下部と基盤地震動一定に起因する地震となる。これらの震度分布や地表加速度について抽出・整理すると、発生確率が高いと考えられる小倉東断層中央下部の地震動として最大震度「6 強」、地表加速度「400～600gal」という結果となる。また、基盤地震動一定の場合でも震度「6 強」、地表加速度「400～600gal」と小倉東断層中央下部の場合と概ね同レベルの想定規模となっている。

【本編図表】

【第I編 総則】第3章 苅田町の概況

なお、周防灘断層帯を震源とする想定震度についてはM7.1~7.6の地震が発生した場合に町域における震度の目安は「5強」程度という資料が発表されている。

以上から、苅田町における想定震度や地表加速度としては最大で震度「6強」、地表加速度が「400~600gal」程度の地震が想定される。

平成20年11月17日

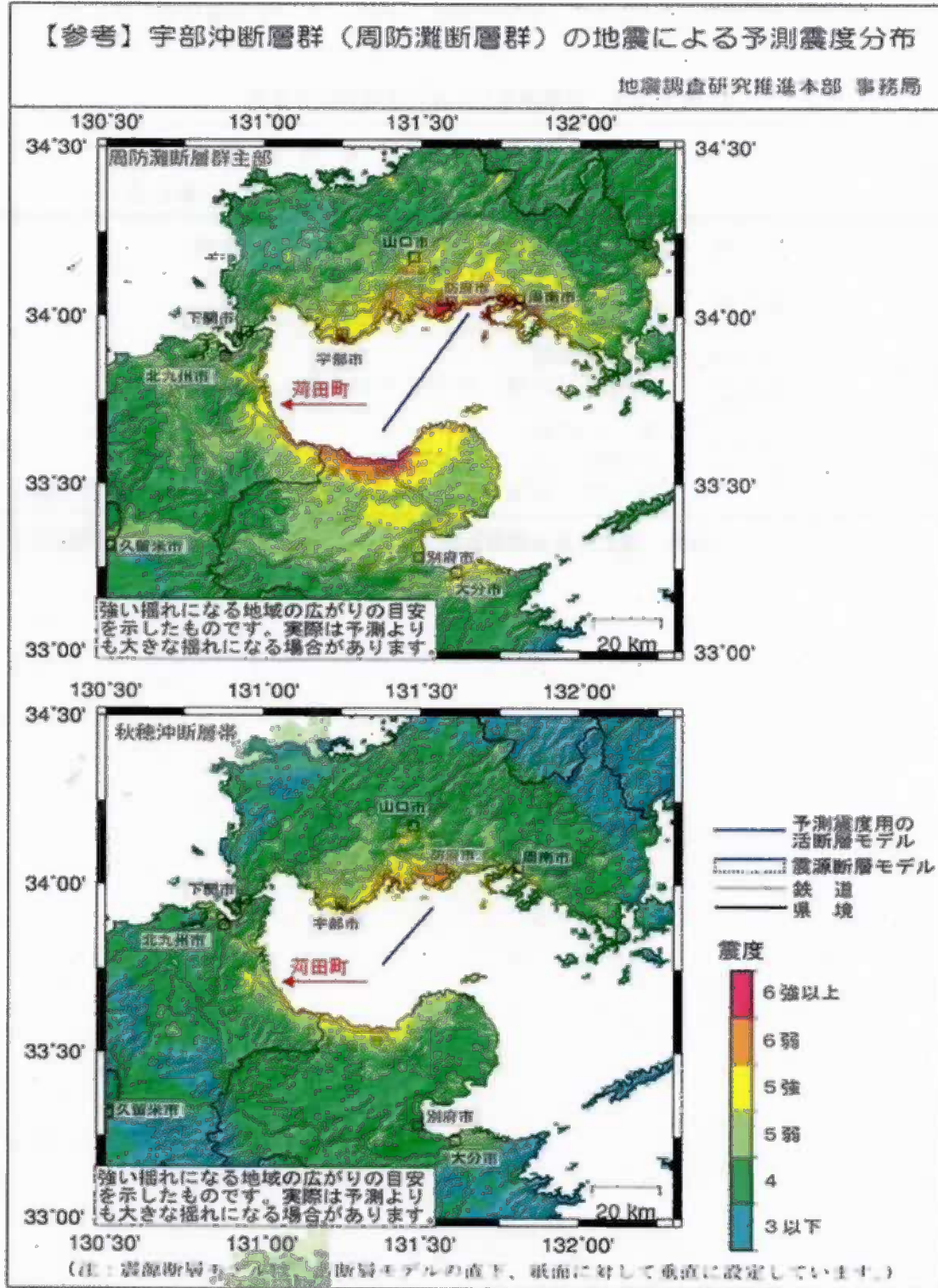


図 I.3.10 宇部沖断層群（周防灘断層群主部）における想定震度

(4) 地盤条件から想定される町域の地震時における危険地

地震時の被害はその地盤条件にも左右される。表 I. 3. 9 は地盤条件から見た地震に対する一般的な判定基準である。表 I. 3. 10 に苅田町内の地形区分と地盤区分の関係をまた図 I. 3. 10 に地盤区分図を示す。本町にて最も「条件が悪い」と考えられる第4種地盤は、町東部の沿岸部、長峽川、小波瀬川沿いの「三角州平野」および「干拓・埋立地」の対象地域が挙げられる。その他、白川校区中央部および苅田・馬場・南原校区の中央付近を南北に分布する扇状地平野についても注意を要する地区として挙げられる。

表 I. 3. 9 地震被害からみた地盤の判定基準

区分	精密診断における判定基準 (建設省告示第1074号(昭和27年)に準じる)	
	良い	第I種
第II種		洪積層(砂礫層、砂混じり硬質粘土層)
普通	いわゆる 第III種	基準的地盤 沖積層(砂層、砂混じり粘土層、砂礫層)
悪い	いわゆる 第IV種	著しく軟弱 沖積層(30m以上の腐植土、泥土) 埋立地(沼地・沼海、ごみ、泥土、3m以上、30年未満)

(出典：国土交通省耐震診断マニュアル(昭和56年改正 新耐震設計法))

表 I. 3. 10 苜田町内の地形区分と地盤区分の関係

地形区分	本地域で想定される主な地質	地盤区分
中起伏山地 (起伏量400～200m)	周防変成岩	I種
小起伏山地 (起伏量200m以下)	周防変成岩、真崎花崗岩	
山麓地Ⅰ (起伏量100～50m)	真崎花崗岩、平尾花崗閃緑岩	
山麓地Ⅱ (起伏量50m以下)	真崎花崗岩、周防変成岩	
丘陵地Ⅰ (起伏量200～100m)	平尾花崗閃緑岩、周防変成岩	
丘陵地Ⅱ (起伏量100m以下)	真崎花崗岩、平尾花崗閃緑岩、周防変成岩	
高位段丘 (砂礫台地90～50m)	砂礫主体、砂岩、固結シルト	II種
中位段丘 (砂礫台地30～15m)	砂礫、レキ混じり砂	
低位段丘 (砂礫台地15～10m)	砂礫、砂、阿蘇4火砕流堆積物	
海岸段丘 (砂層15～10m)	砂	
扇状地平野	砂礫、砂	III種
谷底平地	砂礫、砂、粘性土	
三角州・海岸平野	砂、粘性土(軟弱地盤)	IV種
微高地(自然堤防)	砂、粘性土(軟弱地盤)	
微高地(砂州)	砂(軟弱地盤)	
旧河道・落堀	粘性土、砂(軟弱地盤)	
干拓・埋立地	砂(軟弱地盤)	
人工改変地	—	—

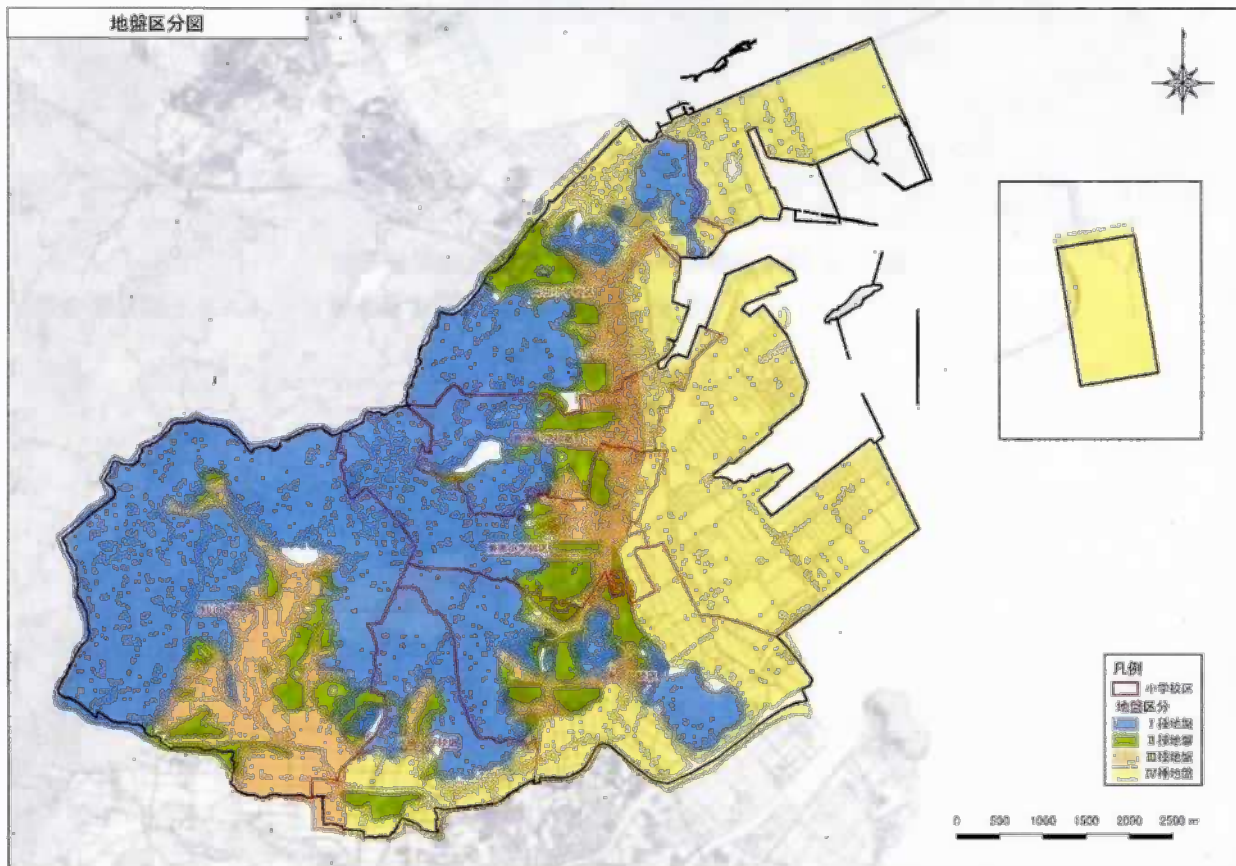


図 I. 3. 11 苜田町の地盤区分図

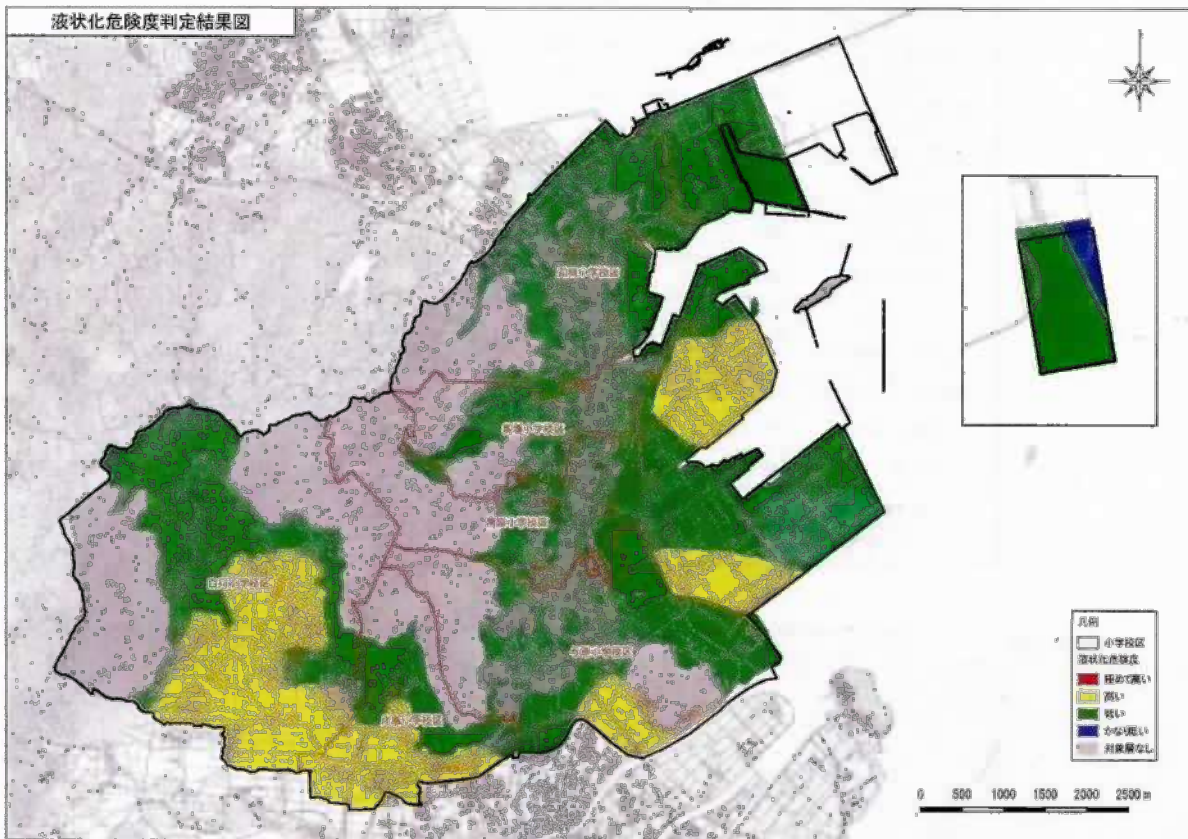
【本編図表】

【第I編 総則】第3章 苅田町の概況

(5)地震時の地盤液状化現象による危険地

小倉東断層中央下部の地震により地盤の液状化が発生する危険性が高い地域については図I.3.11に示すとおり長峽川から小波瀬川・白川・箕田川の河川低地沿いである。

また、遠浅海岸を埋立て造成した臨海工業地域においても長浜町のほぼ全域、新浜町の一部で「液状化の可能性が高い」という想定結果となっている。



図I.3.12 苅田町における液状化危険度分布図

(出典：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書)

【本編図表】

【第Ⅱ編 一般災害予防計画】第3章・第8節 避難体制等整備計画

第2項 避難所・避難路等の整備計画

第1. 現況

表Ⅱ.3.10 避難所の基本的な区分

区 分	施設の概要	摘 要
第一次避難所 【災害回避施設】	町内の各区の公民館等	内水はん濫や局所的な土砂災害が発生、もしくは想定された場合で避難人員が多数に至らない限定的な場合に、自治会や自主防災組織が自主的・率先的に使用する避難所 (町は原則として管理運営しない自治会管理施設)
第二次避難所 【自主避難施設】 【町指定避難所】	町立の公民館(3)、 小波瀬コミュニティセンタ ー、総合福祉会館 【5箇所】	町域で土砂災害が多発するなど、町の広域での河川はん濫や内水氾濫、あるいは地震時など、多数の避難人員が発生もしくは想定される場合に、町が施設の開放を行い、地域住民が利用する自主避難施設、もしくは避難勧告等発令時に住民を安全に収容するため開設する指定避難所
校区避難所 【町指定避難所】	町立の各小学校及び新 津中学校体育館【7箇 所】	町域のみならず京築地域で大規模な土砂災害や洪水による浸水、高潮並びに地震等による甚大な災害が発生しており、住民の安全確保のため、町として避難指示(緊急)を出し、住民を安全に収容するための指定避難所
福祉避難所	総合福祉会館	要配慮者や社会福祉支援を必要とされている方を対象として避難収容を行う町が指定する避難施設
その他の避難施設 【緊急避難所】	図書館、 文化会館、 総合体育館など	甚大な災害で、町指定避難所だけでは帰宅困難者も含めた全ての避難者を安全に収容できない場合において、危機回避的に一時的な開放を検討する町所管の公共施設
その他の避難施設 【津波避難施設】	①佐川急便(株) 荻田営業所 ②R ホテルイン北九州エ アポート ③ベッセルホテル 荻田北九州空港 ④TOTO プラテクノ(株) 荻田工場	台風の地域直撃による高潮または南海トラフにともなう巨大地震や町隣接海域での海底地震により、町海岸部を中心として津波災害が予想される場合における緊急避難施設

【本編図表】

【第Ⅱ編 一般災害予防計画】第3章・第8節 避難体制等整備計画

第2項 避難所・避難路等の整備計画 第2.計画目標

1. 指定緊急避難場所・指定避難所等の指定及び設備整備計画

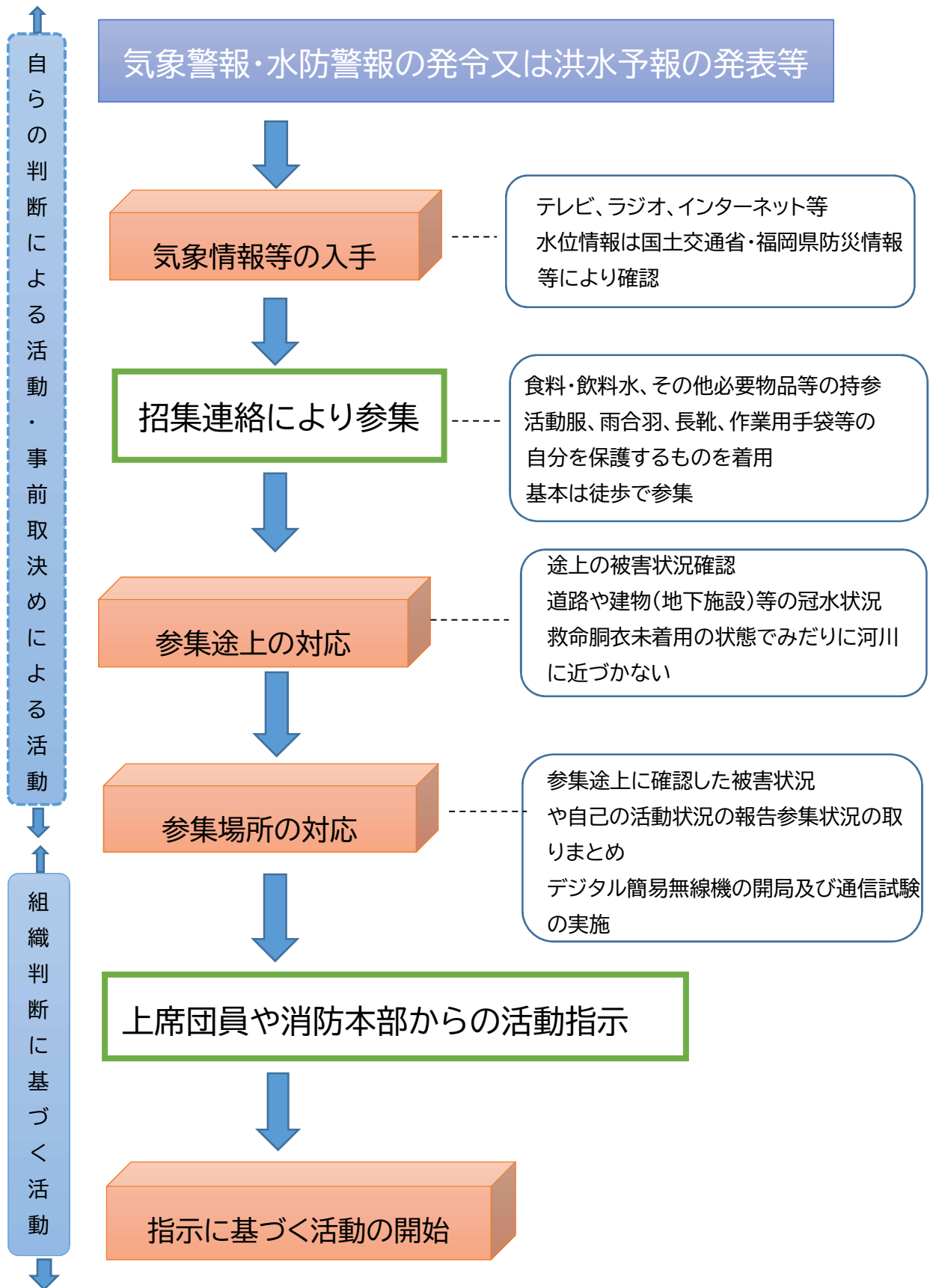
表Ⅱ.3.11 町の指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

校区	No	避難場所	所在地	面積(m ²)	収容人数 (※)	耐震化	改正災対法の分類		
							指定 避難所	指定緊急 避難場所	
荻田	1	荻田小学校/体育館	神田町 2-9-12	1,322	378	○	○	○	
	2	北公民館	若久町 1-3-7	1,541	440	○	○	○	
	3	荻田小学校グラウンド	神田町 2-9-12	11,245	3,213	△		○	
	4	向山公園	若久町 3-31	57,461	16,417	△		○	
馬場	5	馬場小学校/体育館	大字馬場 558	1,314	375	○	○	○	
	6	中央公民館	京町 2-5	3,834	1,095	○	○	○	
	7	馬場小学校グラウンド	大字馬場 558	5,055	1,444	△		○	
	8	新開公園	京町 2-27	5,590	1,597	△		○	
南原	9	南原小学校/体育館	富久町 1-4-9	1,214	347	○	○	○	
	10	総合福祉会館	尾倉 4-1-7	2,143	612	○	○	○	
	11	南原小学校グラウンド	富久町 1-4-9	10,745	3,070	△		○	
	12	殿川緑地	富久町 1-34	6,430	1,837	△		○	
与原	13	与原小学校/体育館	与原 3-7-5	1,083	309	○	○	○	
	14	小波瀬コミュニティセンター	新津 1-10-1	1,255	359	○	○	○	
	15	与原小学校グラウンド	与原 3-7-5	16,670	4,763	△		○	
	16	大熊公園	小波瀬 2-1-1	48,000	13,714	△		○	
	17	新津中学校/体育館	新津 1-6-1	1,404	401	○	○	○	
	18	新津中学校グラウンド	新津 1-6-1	15,667	4,476	△		○	
片島	19	片島小学校/体育館	大字上片島 1504	532	152	○	○	○	
	20	片島小学校グラウンド	大字上片島 1504	7,899	2,257	△		○	
白川	21	白川小学校/体育館	大字稲光 357	684	195	○	○	○	
	22	西部公民館	大字鋤崎 481-1	1,455	416	○	○	○	
	23	白川小学校グラウンド	大字稲光 357	7,268	2,077	△		○	
その他	24	臨海総合グラウンド	長浜町 46	29,708	8,488	△		○	
							施設数	12	24
							収容人数	5,080	68,434

(出典: 荻田町庁内資料)

第2編 【水害・土砂災害編】

第1章 初動対応フローチャート



第2章 参集までの具体的な行動手順(各団員共通)

1 水災・土砂災害に関する予警報が発令されたら

- テレビ、ラジオ、インターネット等による気象情報等の確認
- 町内の河川水位情報の確認(国土交通省・川の防災情報、福岡県防災情報)
※苅田町は、木ノ本橋(長狭川)に観測設備設置
- 福岡県防災アプリ【まもるくん】を活用した情報収集

2 参集するにあたり

【苅田町地域防災計画より】

分 類	予想される災害規模の例	招集規模
町災害対策本部 警戒準備体制(第一配備)	町全域に甚大な被害をもたらす災害の発生する恐れがあるとき。	団本部(3役) 招集又は電話にて連絡・報告
町災害対策本部 災害警戒体制(第二配備)	町全域に甚大な被害をもたらす災害の発生や発生する恐れがあるとき。	団本部(3役)の招集指示により 全団員を招集

※消防団招集は、消防団長又は副団長の指示により、消防本部が発信する順次指令で全団員に一斉電話・メール配信を行う。

【 服 装 等 】

- 活動服、雨合羽、長靴、ヘルメット、手袋など安全に活動ができる服装とする。
又、活動服や下着の予備も用意し、冬時期などは防寒対策も考慮すること。
- 食料や飲料水の持参
- 情報収集・伝達のため携帯電話等の持参
- その他(下着、タオル、懐中電灯、メモ帳、筆記用具など必要に応じて各自準備)

【 参 集 手 段 】

- 基本は、徒歩。自動車で格納庫に来るときは交通障害にならないように配慮する。

【 参 集 場 所 】

○団本部……………消防署

○各分団……………各消防団格納庫

ポイント！

○自家用車による参集は、道路状況により参集途上の車両放置や渋滞を助長する恐れもある。又、参集場所に駐車場が確保できないことも考えられ、結果、参集遅延や緊急車両の通行障害つながる可能性があるので、極力控えるものとする。

○気象状況により参集することが危険と判断される場合や遠隔地に居るなどの理由で参集場所に参集できない場合は、極力、同僚団員等に連絡し、参集できない理由や安否状況を伝えることとする。

○参集場所が被災した場合又は被災する恐れがある場合、別に拠点を選定し、後から参集してくる団員のために、その旨、張り紙等により示しておくこと。

○参集する際は出来るだけ河川から離れた場所を通ることとし、冠水している道路は極力通らないこと。参集場所へは出来るだけ多くの人と参集すること 1 人では極力行動しないこと。冠水した道路等をやむをえず歩く際は、足元を確認しながら歩くこと。

○急傾斜地の付近を極力通らないこと。

3 参集途上での活動

【情報収集・被害状況把握】

- 道路の状況(道路の状況、崖崩れによる道路閉塞、アンダーパスの状況)
- 避難所、公共施設等の状況

ポイント！

消防団員が参集途上において行なう情報収集や対応活動は極めて有効である。収集した情報は、その後の消防活動に大きく影響する場合があることを団員一人ひとりが認識し、積極的に収集、報告等を行なうことが重要である。

4 参集場所に到着

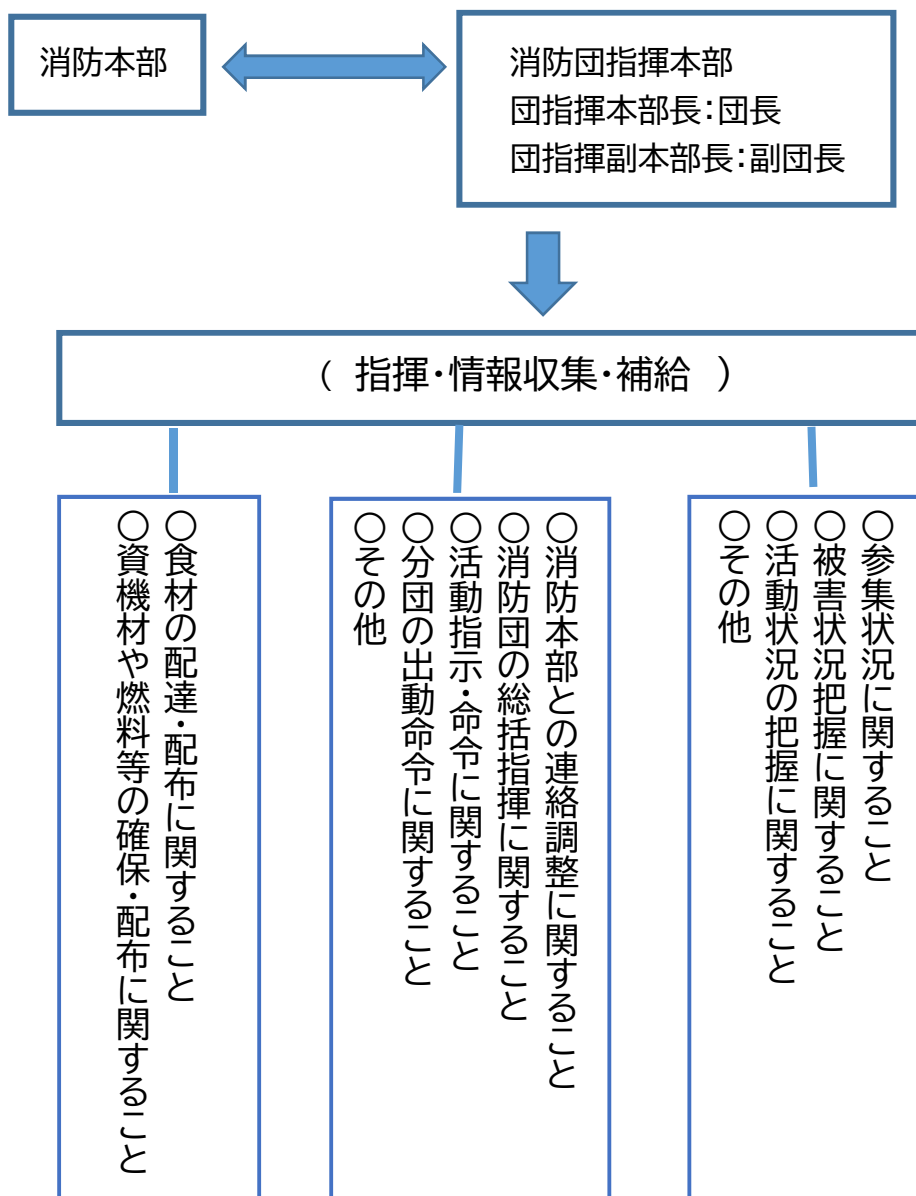
- 参集途上のどで把握した状況の報告・取りまとめ
- 参集途上などで活動した内容の報告・取りまとめ
- 家族の安否や自宅等の被害状況報告・取りまとめ
- 必要に応じた通報(団本部又は消防本部への出動要請)

第3章 参集後の具体的な行動手順

1 消防団本部 編

【消防団指揮本部の設置】

- 消防本部の指示・協力により団指揮本部を設置する。
- 団指揮本部(団長)等上席の者の裁量に班編成を行う。



【指揮隊の活動】

時間経過	指揮・情報班・補給
参集	<ul style="list-style-type: none"> ○団指揮本部要員の参集状況確認・記録 ○参集団員からの情報収集・記録 ○消防本部からの情報収集・記録 <ul style="list-style-type: none"> 1、管内被害状況 2、災害受付情報 3、時系列記録 ○消防本部への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 1、参集団員からの収集情報 2、団員の参集状況 3、団員の活動状況 ※災害状況に応じ、各分団へ警戒パトロール実施について指示 ○無線等の通信試験実施 ○消防本部からの指示・要請に伴う分団等への活動指示 ○各情報の収集・整理・記録 ○支援が必要な分団への活動支援指示
2・3時間	<ul style="list-style-type: none"> 【指揮】 ○上記の活動継続 【情報】 ○各分団の参集状況確認 ○各分団活動状況の把握 ○各分団の把握する被害状況確認 ○団員やその家族の安否情報確認 ○団施設・装備等の被害状況 ○分団間の応援派遣の検討
4時間以上	<ul style="list-style-type: none"> 【指揮】 ○上記の活動継続 ○活動長期化に備えた団員のローテーション体制の確立 ○各分団の休憩の指示 【補給】 ○必要な資機材、燃料、食料等の調達・確保・配布

2 消防分団 編

【分団内の班編成】

水害・土砂災害時においては、警戒パトロールや河川の巡視、水防工法、流出した土砂の除去などをはじめ、要員動員力が要求される任務が多数を占める状況が想定されることから、班編成にとらわれず、団指揮本部や消防職員からの活動指示・要請に対応できる班編成を考慮しながら、分団長等上席者の裁量により柔軟に対応する。

消防団指揮本部

消防分団 (1~6)

指揮班

- 団指揮本部との連絡調整に関すること
- 活動指示・命令に関すること
- 活動状況等の把握に関すること
- その他

消火班 救助班 救急班 補給班

- 河川・崖地の巡視に関すること
- 町民の避難誘導に関すること
- 警戒区域の設定に関すること
- 水防工法の実施に関すること
- ポンプ車による排水作業に関すること
- 行方不明者の捜索及び救出等に関すること
- 必要な資機材、燃料、食料等の調達・確保・配布
- その他

【各班単位での活動】

時間経過	指揮班	消火 救助 救急 補給班	
参集	<ul style="list-style-type: none"> ○団員の参集状況確認・記録 ○参集団員からの情報収集・記録 ○消防本部、団指揮本部からの情報収集・記録(管内被害状況、災害受付状況、時系列記録、署が把握する団員活動状況 など) ○消防本部、団指揮本部への情報提供(参集団員からの収集情報、団員参集状況、団員活動状況 など) ※災害の状況に応じ、管轄地域の警戒パトロールの実施について指示 ○デジタル簡易無線機の開局及び通信試験の実施 		
	○ 消防本部、団指揮本部からの指示・要請に伴う分団員等への活動指示	○各情報の収集・整理・記録	○他班等の活動支援
2・3時間～	<ul style="list-style-type: none"> ○上記活動の継続 ○分団間の応援派遣の要否検討 ○他団への支援要請の要否検討(または他団エリアへの応援派遣の要否検討) 	<ul style="list-style-type: none"> ○上記活動の継続 ○各分団参集状況確認 ○各分団活動状況確認 ○各分団の把握する被害状況確認 ○団員やその家族の安否情報確認 ○団施設・装備等の被害状況確認 	○消防本部等と協力し、食料等の調達・配布とともに必要資機材や燃料等の確保・配布
24時間～	<ul style="list-style-type: none"> ○上記活動の継続 ○活動長期化に備えた団員の活動ローテーション体制の確立 ○住民広報やパトロールの実施指示(通電開始、ガス開栓時) ○活動内容の把握と検討・調整 	○上記活動の継続	<ul style="list-style-type: none"> ○上記活動の継続 ○必要な資機材や食料等の要望把握

第4章 安全管理と活動のポイント

1 巡視・警戒

- 河川を巡視する際は、救命胴衣を着用して、必ず2名以上で移動するとともに、常に最新の水位レベルや各種予警報等の発令状況を確認しながら実施する。
- 河川を巡視する際は、水位及び天端(一番高いところ)までの余裕高、越水の状況並びに堤防その他施設の異常の有無を本部に報告する。
- 水位計が設置されていない小河川については、情報源が限られることや川幅が狭隘であることから、特に念入りな報告を心がける。
- 冠水している道路は可能な限り通行しない。
特に、ひざ下に迫る水流がある場合は身動きをすることが困難になることから、速やかに退避する。

※水位計・河川カメラ設置(上片島 木の元橋 小波瀬川)

2 避難誘導

- 住民に対し、避難方法、避難経路及び避難場所を説明し、安心感を与える。
- 多人数の誘導を行う際は、前後左右に誘導員を配置する。
- やむを得ず浸水地を誘導する場合は、長尺の棒等により順次足場を探りながら進む。
- 浸水地における避難誘導は、マンホール、側溝等特に足元の危険が大きいことから、水深が浅く、凹凸の少ない場所や道路を選定する。



3 搜索・救助

- 重点的に搜索する場所の選定のため、要救助者の普段の生活状況を付近住民から情報収集するとともに、必要資機材(ノコギリやスコップ、梯子、ジャッキなど)の調達についても協力を求める。
- 土砂災害現場では、倒壊建物の柱などのわずかな隙間で生存していることがある。障害物をノコギリ等で除去しながら、スコップ等で手掘りを行う。
- 土砂災害の前兆現象を認めた場合は搜索・救助を一時中止し、速やかに安全な場所まで退避する。
- 活動を開始する前に退避する際の方角について確認を徹底する。特に、土石流の発生が懸念される地域では横方向の退避を原則とする。
- 土砂災害現場においては、二次災害の発生に備え、速やかに警戒区域を設定するとともに、災害前兆現象を発見するための監視員を指定し専従させる。
- 河川で水防工法を実施する場合は法面の崩壊・陥没等の前兆現象を見逃さないために監視員を指定し専従させる。
- 滞水により活動に支障が出ている場合は、ポンプ車での排水を考慮する。

4 現場指揮

- 現場をよく確認し、災害の推移を見極めて活動団員の安全確保に努める。
- 長時間作業による疲労に配慮し、休憩や任務分担の変更など安全管理の徹底を図る。
- 団員の士気やチームワークに配慮する。
- 各種予警報に留意し、危険要素がある場合は活動団員を避難・撤退させる。
- 危険性のある現場では、必要により「安全管理員」を配置する。
- 団員相互に安全管理を図るよう徹底させる。
- 多くの被災者が混乱状態で現場付近にいたことが予想されるので、言動には留意させる。
- 消防団員のみでの活動には固執せず、付近住民に協力を求めながら活動するよう周知する。また、必要資機材の調達についても同様とする。
- 特に緊急時においては、速やかに報告することを徹底させる。

○苅田町の既往災害の特色

第1. 風水害

(1) 近年の風水害の特徴と環境変化による災害リスク増加

本町における大雨の気象要因は梅雨前線に伴うものがほとんどであり、次のような特徴を有している。

- 1) 梅雨前線が対馬海峡または九州北部付近にあり、梅雨前線上を次々に低気圧が通過するとき
- 2) 梅雨前線が九州付近で南北にゆっくり移動を繰り返し、特に福岡県を南下するとき
- 3) 福岡県付近に前線が停滞し、九州の南海上に台風や熱帯低気圧があるとき

一般に、降りはじめからの降水量が100mmを超えるときや、1時間に30mmを超す激しい雨が降ると中小河川のはん濫、低平地での内水はん濫による浸水、冠水が発生して、床上・床下浸水や交通障害等の災害が発生しやすくなる。また、地盤の弱い急傾斜地や溪床の勾配が大きい危険溪流などでは降りはじめからの降雨量が200mmを超えた時や1時間に50mmを超す非常に激しい雨が降ると土砂災害が発生する危険性が高まるとされており、降雨の状況には災害を回避する意味でも厳重に警戒監視しておく必要がある。

特に近年では地球温暖化等から「極端現象*」と呼ばれる異常気象が頻発傾向にあり、図I.4.1に示すように時間雨量50mm～80mmを超える短時間の集中豪雨が発生する「ゲリラ豪雨」に伴った激甚な災害も多発している。

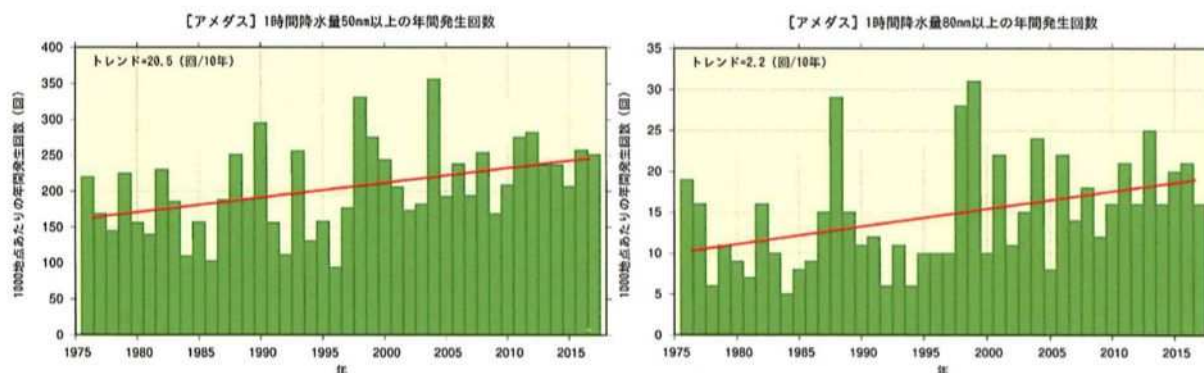


図 I . 4 . 1 極端現象に伴う短時間豪雨の頻発傾向（出典：気象庁）

*極端現象：強い降雨の強度増加、平均海面水位上昇による沿岸域での極端な高潮増加、熱帯低気圧の風速、発生数、持続期間の変化等の気候変動と極端な気象・気候現象。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)(平成23年)で「気候変動への適応推進に向けた極端現象および災害のリスク管理に関する特別報告書」にて示された。

【本編図表集】

【第I編 総 則】第3章 災害の想定

発生年月日	原因	被害の概要等
R元.9.22～23	大雨	自主避難所5箇所(避難者19世帯37名) その他13件
R2.6.19	大雨	法面崩壊1件
R2.7.6～8	大雨	避難勧告1件(36区) 避難所5箇所(避難者33名) 法面崩壊1件 河川の水位上昇1件 その他3件
R2.9.6～7	台風10号	避難準備・高齢者等避難開始1件(4区) 避難所7箇所(避難者323名) その他7件
R3.8.11～18	大雨	避難指示1件(31区)、高齢者等避難1件(31区) 避難所5箇所(避難者8世帯15名) 道路冠水17件 道路損壊(公共4件、民地1件) 内水被害4件 道路護岸損壊1件 崖崩れ4件、落石3件 擁壁損壊(民地)2件 法面崩壊(公共1件、民地1件) その他(倒木、側溝破損等、土砂堆積等)7件
R4.9.18～19	台風14号	避難指示1件(4区)、高齢者等避難1件(全区) 避難所6箇所(避難者114世帯167名) その他8件

(出典：苅田町資料)

(4) その他の風水害や土砂災害の発生状況

その他の風水害の発生状況として本町の海岸地域にて高潮による災害が発生している。

漁港を有し、また白石海岸が重要水防箇所指定されている本町ではこうした高潮災害に対しても十分注意が必要であるものと考えられる。

土砂災害については詳細な記録は少ないものの、土砂流出や崖崩れ等の災害履歴が報告されている。特に近年では、平成29年7月九州北部豪雨時に、家屋被害4件、土砂災害1件、平成30年7月豪雨時に、家屋被害16件、土砂災害5件、道路冠水19件等が記録されている。

(5) 荻田町にて想定される風水害現象

以上の(1)～(4)項に示した降雨や災害の特徴や災害履歴等から、荻田町内において発生が懸念される風水害の態様としては、

- 河川はん濫に伴う浸水害
- 集中豪雨時の内水はん濫や低地浸水
- 高潮災害
- 崖崩れ・土石流等の土砂災害

が主たる想定現象として挙げられる。

他方、社会環境変化に目を向けると、道路整備等にもなう排水施設の整備や市街地の雨水排水や下水道施設整備等が進んだことで町域の雨水排水機能は全体に向上したものの、土地の高度利用は地表面の保水や一時的な遊水能力を相対的に低下させつつあり、従来では起こらなかった小規模降雨でも局所的ではあるが、内水はん濫や低地冠水による浸水等を誘発しやすくしている傾向も伺える。

なお、我が国の社会資本（インフラ）整備は、近年多発しつつある「極端現象」を施設の計画規模にはしていない形で整備されているために、機能面では災害抑止・抑制機能が近年の降雨環境変化に対して相対的に不足しはじめているケースも散見されている。

(2) 福岡県北部地域に被害をもたらす降雨

福岡県北部地域に大雨に伴い被害をもたらす降雨は表 I.4.1 のように整理される。

これによると本町を含む県北部地域にて被害をもたらす気象状況は、6 月末～7 月上旬の梅雨前線の活動に伴う集中豪雨並びに 8 月期から 10 月期を中心に接近あるいは上陸する台風に伴う豪雨によるケースが多い。また、特に近年では九州南東海上で発生した熱帯低気圧が勢力を保持したまま北上し、西日本に停滞する前線を刺激し局所的な集中豪雨を誘発して大災害をもたらすケースが発生している。これらから、本町では梅雨末期や秋雨前線期などで福岡県北部に前線が停滞し、これに台風や熱帯低気圧の北上が重なるなど、暖かく湿った空気が断続的に流入する湿舌現象が発生した場合等に集中豪雨が発生しやすく災害発生の危険性が増すものと考えられる。

表 I.4.1 平成 19 年以降に北部九州地域に被害を与えた気象

北部九州地域に被害を与えた気象	期間	被害の概要
令和 3 年(2021 年)		
前線による大雨	8月11日~8月19日	西日本から東日本の広い範囲で大雨。総降水量が多いところで 1200 ミリを超える。
令和 2 年(2020 年)		
台風第 10 号による暴風、大雨等	9月4日~9月7日	南西諸島や九州を中心に暴風や大雨。長崎県野母崎で最大瞬間風速 59.4m。
令和 2 年 7 月豪雨	7月3日~7月31日	西日本から東日本、東北地方の広い範囲で大雨。4 日から 7 日にかけて九州で記録的な大雨。球磨川など大川での氾濫が相次いだ。
平成 31 年・令和元年(2019 年)		
令和元年東日本台風(台風第 19 号)による大雨、暴風等	10月10日~10月13日	記録的な大雨、暴風、高波、高潮。
前線による大雨	8月26日~8月29日	九州北部地方を中心に記録的な大雨。
平成 30 年(2018 年)		
台風第 24 号による暴風・高潮等	9月28日~10月1日	南西諸島及び西日本・東日本の太平洋側を中心に暴風。紀伊半島などで顕著な高潮。
台風第 21 号による暴風・高潮等	9月3日~9月5日	西日本から北日本にかけて暴風。特に四国や近畿地方で顕著な高潮。
平成 30 年 7 月豪雨 (前線及び台風第 7 号による大雨等)	6月28日~7月8日	西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨。
平成 29 年(2017 年)		
梅雨前線及び台風第 3 号による大雨と暴風	6月30日~7月10日	西日本から東日本を中心に大雨。 5 日から 6 日にかけて西日本で記録的な大雨。
平成 28 年(2016 年)		
梅雨前線による大雨	6月19日~6月30日	西日本を中心に大雨。
平成 26 年(2014 年)		
台風第 8 号および梅雨前線による大雨と暴風	7月6日~7月11日	沖縄地方、九州南部・奄美地方で暴風・大雨。
平成 24 年(2012 年)		
台風第 16 号および大気不安定による大雨・暴風・高波・高潮	9月15日~9月19日	沖縄地方から近畿地方太平洋側にかけて大雨・暴風。
平成 24 年 7 月九州北部豪雨	7月11日~7月14日	九州北部を中心に大雨。
低気圧による暴風・高波	4月3日~4月5日	西日本から北日本にかけての広い範囲で、記録的な暴風。
平成 23 年(2011 年)		
台風第 15 号による暴風・大雨	9月15日~9月22日	西日本から北日本にかけての広い範囲で、暴風や記録的な大雨。
平成 22 年(2010 年)		
平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨	7月19日~7月26日	九州北部・中国・四国地方などで大雨。
平成 21 年(2009 年)		
平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨	7月19日~7月26日	九州北部・中国・四国地方などで大雨。
平成 20 年(2008 年)		
大気の状態不安定による大雨	8月4日~8月9日	関東甲信・東海・近畿・四国・九州地方を中心に大雨。
平成 19 年(2007 年)		
台風第 4 号と梅雨前線による大雨と暴風	7月1日~7月17日	沖縄から東北南部の太平洋側にかけての広い範囲で大雨。沖縄、西日本の太平洋側と伊豆諸島で暴風。

(出典：気象庁 HP、但し、災害履歴データから北部九州地域の災害履歴を抽出し再整理)

(3) 苅田町における風水害の発生状況および被害状況

苅田町では台風や集中豪雨に伴う浸水害が多く発生している。昭和54年6月30日には小波瀬川や長峽川が氾濫したため町南部域（与原、片島、白川校区）で浸水被害が起きている。さらに昭和45年には町の南部域と町東部域（苅田校区）でも集中豪雨による冠水災害（内水はん濫形態）が発生している。

近年においては、河川整備に伴うはん濫による浸水の頻度は小さくなりつつあるが、市街地の土地の高度利用に伴う内水はん濫や低地冠水が発生しやすくなっている傾向があり、平成30年7月豪雨では、白川や稗田川、殿川の溢水や、町内各地で内水害、土砂災害等が多発した。図I.4.2に苅田町における浸水実績図を示す。

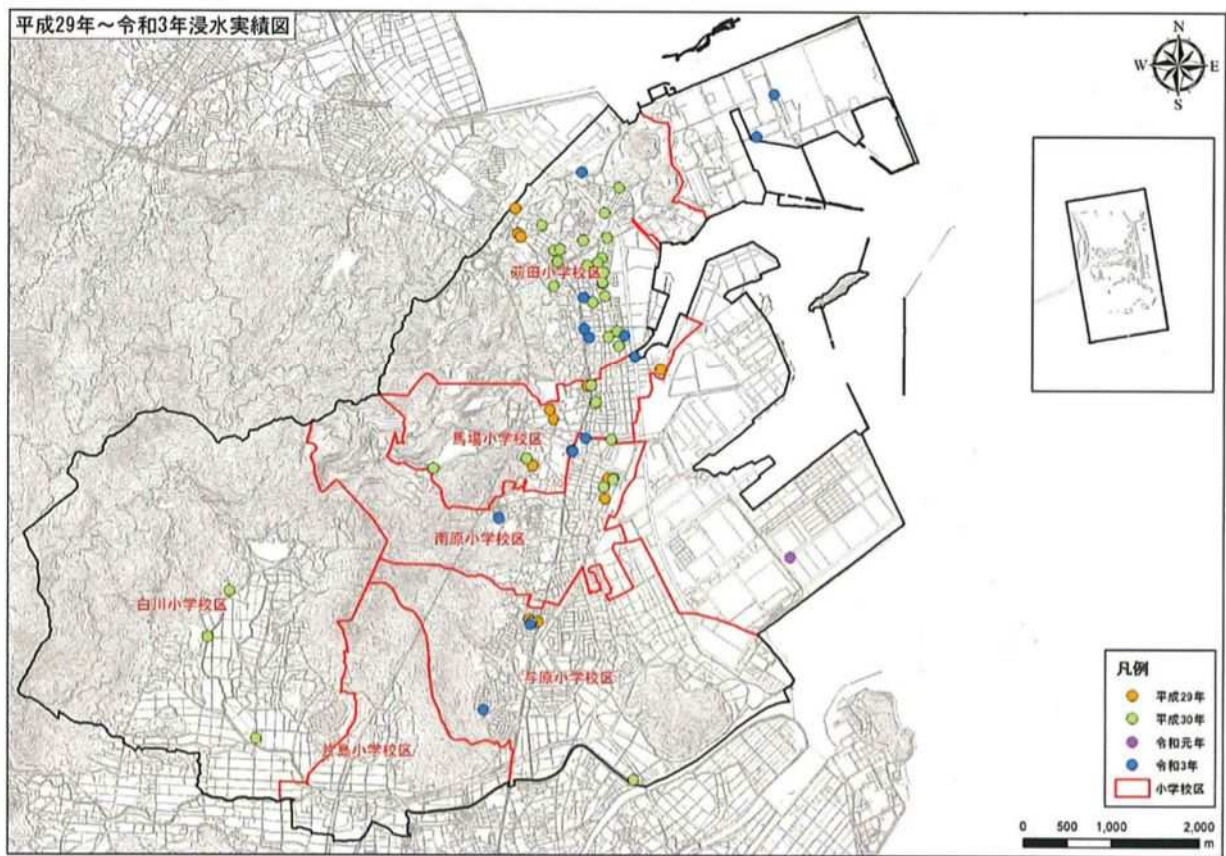


図 I.4.2 過去4年間（平成29年～令和3年）における苅田町管内の浸水実績図

（出典：苅田町資料）

苅田町で発生した平成28年以降における風水害状況については表I.4.2に示すとおりである。

表I.4.2 苅田町で発生した風水害の状況（平成28年～令和4年）

発生日月	原因	被害の概要等
H28.6.19～6.24	豪雨	避難勧告1件(16区) 避難所5箇所:6/22 20:00～翌0:30、避難者5世帯8人 法面崩壊4件、土砂流れ1件、道路損壊4件、側溝の水溢れ4件、河川の水位上昇1件、道路冠水2件、床下浸水3件
H28.7.12～7.14	豪雨	避難勧告1件(16区) 避難所5箇所:7/13 9:15～14:00、避難者0人 法面崩壊13件、道路への土砂流れ1件、道路損壊2件、水路損壊4件、側溝の水溢れ3件、道路冠水3件、床下浸水8件、その他8件
H28.9.18～9.20	台風16号	自主避難所開設5箇所:9/19 16:00～翌8:30、避難者15世帯21人 法面崩壊1件、道路への土砂流れ1件、側溝の水溢れ1件、河川の水位上昇1件、道路冠水5件、床下浸水1件
H29.4.17	大雨	避難所開設なし 法面崩壊3件、道路への土砂流れ1件、側溝の水溢れ5件、道路冠水2件、その他3件
H29.7.7～7.10	大雨	避難準備・高齢者等避難開始1件(全区) 避難勧告1件(22区) 避難所5箇所:7/7 5:38～21:20、避難者31人 法面崩壊4件、道路損壊1件、側溝の水溢れ6件、河川の水位上昇6件、道路冠水3件、床下浸水4件、その他18件
H29.8.15	大雨	避難所開設なし 道路冠水1件、床下浸水1件
H30.6.29～6.30	大雨	避難準備・高齢者等避難開始1件(全区) 避難所5箇所:6/29 8:00～14:30、避難者0人 土砂流れ2件、側溝の水溢れ3件、道路冠水2件、その他3件
H30.7.2～7.4	台風7号	自主避難1件 避難所5箇所:7/3 6:00～7/4 8:30、避難者延べ14人 土砂流れ1件、その他1件
H30.7.5～7.7	豪雨	避難準備・高齢者等避難開始1件 避難勧告1件 避難指示(緊急)1件 避難所11箇所:7/5 17:00～7/7 8:44、避難者83世帯187人 法面10件、土砂流れ6件、道路への土砂流れ2件、道路損壊2件、側溝の水溢れ13件、河川の水位上昇5件、道路冠水19件、水路損壊1件、床下浸水16件
H30.7.28～30	台風12号	自主避難所5箇所(避難者12世帯16名) その他7件
R元.6.7	大雨	側溝の水溢れ1件 河川の水位上昇1件 その他1件
R元.7.18	大雨	河川の水位上昇2件 道路冠水1件
R元.7.21	大雨	避難準備・高齢者等避難開始1件(全区) 自主避難所5箇所(避難者2世帯2名) その他1件
R元.8.6	台風8号	自主避難所5箇所(避難者2世帯2名) その他2件
R元.8.27～29	大雨	自主避難所5箇所(避難者2世帯4名) その他1件

3. 町職員の自主参集

- 1) 町職員は災害の発生または町災害対策本部の設置を知ったとき、あるいは災害による被害発生が予想される場合には、配備命令を待たずに自ら登庁し、あるいは上司に連絡するなどして、その指示を受けなければならない。
- 2) 町職員は原則として所属する勤務場所に登庁する。
 なお、勤務場所への集合が困難かつ連絡も不可能な場合においては、原則として最寄りの町の施設や避難所などに自主参集し、避難所担当者に対してその旨を報告して以後の指示を仰ぐ。
- 3) 町職員は参集の途上で目撃または覚知した災害情報を別添の苅田町災害時職員初動マニュアルなどに示す報告事例等を参照しつつ、客観的かつ要領良くとりまとめて総合指令班の情報統括担当者に対して迅速かつ正確に報告する。

(4) 苅田町における気象業務法に基づく警報・注意報の種類と発表基準

本町における風水害に関する警報および注意報の種類およびその発表基準については、下表に示すとおりである。

【苅田町における大雨・洪水に関する警報、注意報の発令基準】

(令和3年6月8日現在)

種類	予想される重大な被害	発表基準	表面雨量 指数基準 (浸水害)	土壌雨量 指数基準 (土砂災害)	流域雨量 指数基準
警報	大雨	-	35	152	-
	洪水	-	-	-	長峽川流域 = 22.5 小波瀬川流域 = 13.1
注意報	大雨	-	23	107	-
	洪水	-	-	-	長峽川流域 = 18 小波瀬川流域 = 10.4
記録的短時間 大雨情報		1時間雨量：110mm			

※土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

※流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、

降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

※表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に貯まっている量を示す指数。

(5) 県が発表する水防警報の種類、内容及び発表基準

県水防計画書に定められる水防警報の内容及び発表基準、これらの基準を発表する際の本町域における観測施設については、次に示すとおりである。本町における水防関係の指定河川については「水防警報河川」として小波瀬川が指定されている。また、県では「豊前豊後沿岸」として本町を含む海岸域が高潮警報の発令対象となっている。

【県が発表する水防警報の基準(河川)】

種類	内 容	発 表 基 準
第一段階 待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動機関が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達する見込みがあるとき。
第二段階 準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を突破する見込みがあるとき。
第三段階 出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき。
第四段階 警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。
第五段階 嚴重警戒	出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂等、河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき。
第六段階 解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(出典：令和3年度福岡県水防計画書)

【県が発表する水防警報の基準(海岸)】

海岸名	第一段階 待機	第二段階 準備	第三段階 出動	第四段階 解除
豊前豊後 沿岸	台風情報により、台風接近が確実になったとき。	高潮のおそれがあると思われるとき。	高潮水位に達し、なお潮位の上昇および波浪が激しくなると思われるとき。	高潮水位を下り再び潮位の上昇および波浪が激しくなる見込みがなくなったとき

【苅田町における雨量観測施設、河川水位観測施設並びに潮位・波高観測施設】

【雨量観測所】

No.	水系名	河川名	観測所名	所 管	所在地	備考
1	殿川	—	苅田町	福岡県京築県土整備事務所 行橋支所【県砂防課および苅田町】	富久町 1-19-1	テレメータ
2	その他	—	空港北町	気象庁	北九州空港内	アメダス
3	その他		苅田北九州 空港	西日本高速道路株式会社	京都郡苅田町	
4	その他	—	苅田駅	九州旅客鉄道株式会社	京 都 郡 苅 田 町 提 3434	

【水位観測所】

No.	水系名	河川名	観測所名	所 管	所在地	備考
1	長峽川	小波瀬川	木ノ元橋	福岡県京築県土整備事務所 行橋支所【県河川課】	上片島字上袋尻	テレメータ

【潮位・波高観測所】

No.	緯度	経度	観測所名	所 管	所在地	備考
1	33° 47'	131° 04'	苅田港	国土交通省九州地方整備局 苅田港湾事務所	苅田町港町 28-2	フロート式 【ナウファス】

(6) 県からの水防警報に関する情報伝達の流れと河川氾濫に伴う警戒避難の基準水位

県では指定河川水位が避難判断水位に達したときには、水防管理者（町）および報道機関へ広く通知することとなっている。この避難判断水位とは、河川の氾濫による洪水発生を特に警戒すべき水位のことで、本部長（町長）が町民に対して避難指示等を判断する際の目安の一つとなるものである。県知事が発する本町に関する河川の水防警報に係る情報伝達系統や河川水位情報の提供イメージは、次のとおりである。

町災対本部は、水防警報に関する情報が県知事より通知された場合においては、小波瀬川沿いの各地区に対し、迅速な避難誘導や水防活動に関する応急対策活動の準備をただちに開始する。

なお、本町における河川氾濫に伴う警戒避難の基準水位については次表のとおりである。

【本編図表】



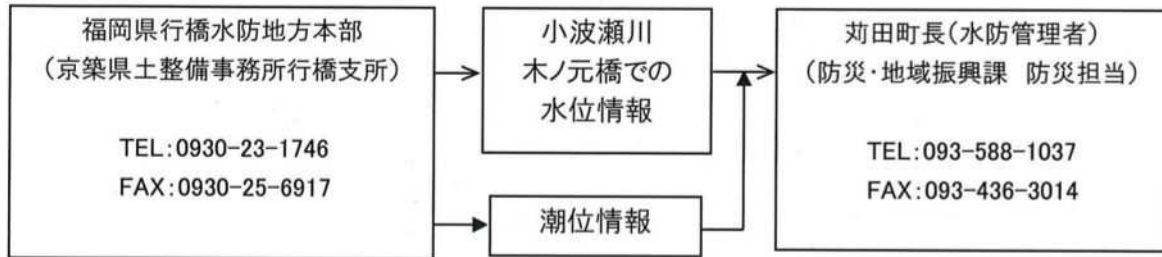
図Ⅲ.1.2.1 5段階の警戒レベルと防災気象情報

【苅田町における水位情報周知河川の情報】

河川名	観測所	場所	標高 (m)	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位(m)	氾濫 危険水位 (m)	観測方法
小波瀬川	木ノ元橋	苅田町上片島 宇上袋尻	1.41	3.15	3.40	3.74	3.82	テレメータ

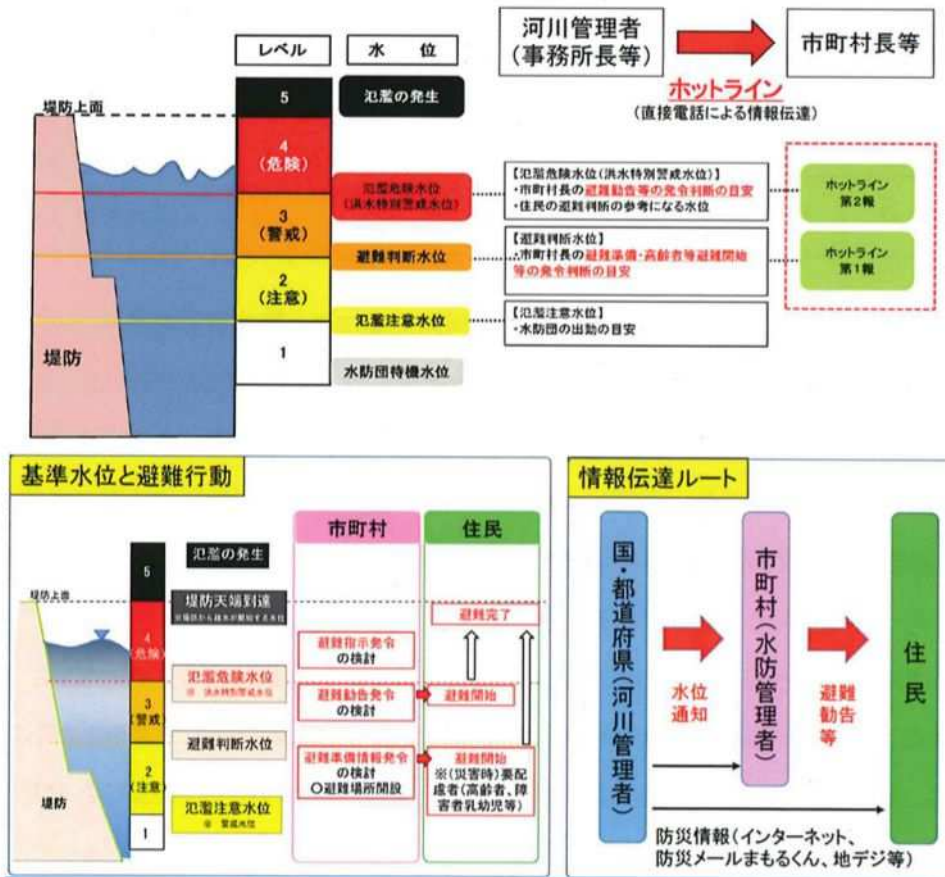
(出典：平成30年度福岡県水防計画書(資料編))

【県からの水防警報(避難指示発令等の基礎情報)などの情報伝達の流れ】



【河川はん濫に関する予警報と町・住民に求められる避難行動の関係】

○水害時に避難判断が適切になされるために、市町村長が河川の水位情報を的確に把握することが重要であり、この河川の状況を、**河川管理者から市町村長等へ、直接、電話により河川の水位情報を伝達します。**



(出典：福岡県河川課 平成30年4月)

(7) 県から発令される高潮に関する予警報の基準

県は京築地域の市町村等を対象に豊前豊後沿岸海岸地域として高潮警報・注意報の基準を次のように示している。町（水防管理者）は、県から非常配備体制が指令されたときは、町災害警戒本部または町災対本部設置について検討し、巡視員の安全確保を第一義としたうえで海岸等への監視や警戒を密に行う。監視および警戒は既往の被災履歴がある箇所やその他重要箇所等をあらかじめ要監視地点（区間）として定め、これらの地点を中心に行う。

【高潮の警報・注意報の発令基準】

対象地域	高潮警報の発令基準潮位	高潮注意報の発令基準潮位
豊前豊後沿岸海岸地域	3.0m	2.5m

（出典：福岡管区気象台令和4年5月）